独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金に係るロゴマーク等の表示要領

（平成27年４月30日平成27年度要領第２号）

改正　令和６年12月26日令和６年度要領第５号

（趣旨）

第１条　独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金交付要綱（平成27年度要綱第１号。以下「交付要綱」という。）第21条の規定に基づき、競技力向上事業助成金による助成事業である旨の記載及び独立行政法人日本スポーツ振興センターのロゴマーク（以下「センターロゴマーク等」という。）の表示に関し必要な事項を定める。

（表示方法）

第２条　センターロゴマーク等の表示方法については、次の各号に掲げる方法によるものとする。

（１）　選手強化事業等における表示方法

ア　独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）から配布又は貸与されたフラッグやバナーについては、見やすい位置に表示すること。

イ　看板等については、センターロゴマーク等を見やすい位置に表示すること。

なお、助成事業である旨の記載は、「競技力向上事業」、「この○○（事業など）は、競技力向上事業助成金を受けて実施されています」等の競技力向上事業助成金を受けて実施する事業であることを明確に表現したものとすること。

（２）　パンフレットその他の印刷物への表示方法

パンフレットその他の印刷物については、センターロゴマーク等を見やすい位置（原則として表紙）に表示すること。

なお、助成事業である旨の記載は、「競技力向上事業」、「この○○（事業など）は、競技力向上事業助成金を受けて実施されています」等の競技力向上事業助成金を受けて実施する事業であることを明確に表現したものとすること。

（３）　Ｗｅｂサイトへの表示方法

助成事業者のＷｅｂサイトに、助成事業の案内や報告を掲載する場合は、センターロゴマーク等を見やすい位置に表示すること。

なお、助成事業である旨の記載は、「競技力向上事業」、「この○○（事業など）は、競技力向上事業助成金を受けて実施されています」等の競技力向上事業助成金を受けて実施する事業であることを明確に表現したものとすること。

（４）　取得財産等への表示方法

助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、センターロゴマーク等を表示すること。

（５）　その他の表示方法

前各号以外の方法による場合は、事前に、電子メール等で表示方法が分かる資料をセンターに提出し、承認を得ること。

センターは、表示方法を確認の上、電子メール等により回答する。

（表示に係る手続）

第３条　表示する際に必要なセンターロゴマークは、センターホームページからダウンロードして使用することとし、表示位置、表示の文言（案）及び表示の大きさが分かる資料を電子メール等でセンターに提出すること。

２　センターは、提出された資料について、表示の内容を確認の上、電子メール等により回答する。

この際、表示の内容に問題がない場合は、そのまま事業を実施（センターロゴマーク等を表示）し、センターから指摘のあった場合は、表示の内容を修正の上、改めて修正された内容が分かる資料をセンターに提出すること。センターは、修正された内容を確認の上、電子メール等により回答する。

附　則

この要領は、平成27年４月30日から施行し、平成27年４月１日から適用する。

附　則（令和６年12月26日令和６年度要領第５号）

この要領は、令和６年12月26日から施行する。